

立正大学情報セキュリティ基本方針に関する規程

(目的)

第1条 立正大学（以下「本学」という。）建学の精神に基づく研究活動・教育活動・地域貢献活動を安定的かつ効率的に展開するためには、情報システム環境における情報セキュリティの整備、および本学構成員の情報セキュリティ意識の向上が不可欠である。そうした情報セキュリティの確保を継続的かつ発展的に推し進めるために本基本方針を定め、本学における情報セキュリティポリシーとして位置付ける。

(情報セキュリティ基本方針)

第2条 第1条の目的を達するために以下の各号の対策を行う。

- (1) 情報セキュリティ管理体制の構築・維持
- (2) 情報資産の保護
- (3) 情報システムの情報セキュリティの維持および向上
- (4) インシデントへの対処と情報ネットワークの監視
- (5) 監査、点検および情報セキュリティに関わる規約類の改善等
- (6) 利用者の保護（本学の情報資産への侵害から利用者を守ること）
- (7) 利用者が加害者となることを防止（本学の情報資産の利用者が、その意図の有無を問わず、学内外の情報資産に対する加害者となることを防止すること）
- (8) 利用者の教育・研修（本学の情報資産の利用者が、基本方針、対策基準等を理解し遵守できるよう、教育・研修などをとおして啓発に努めること）

なお、各号の対策は「立正大学情報セキュリティ対策基準に関する規程」（以下「対策基準」という。）において定めるものとする。

(本基本方針の位置付け)

第3条 本基本方針は、本学における情報セキュリティの基本方針を示すものであり、本学の情報資産を利用し、情報を扱うにあたって、遵守しなければならない最低限の事項をまとめたものである。本学のすべての構成員は情報資産の使用権限に応じてセキュリティ管理について義務と責任を負う必要があるが、詳細は関連法規、条約、本学の各種規定ならびに対策基準、対策規約類に従うものとする。なお、対象範囲については第4条に記載の通りとする。

(適用範囲ならびに適用対象者)

第4条 本基本方針は以下の各号に定める情報資産を対象とする。

- (1) 本学が所有または管理する情報システム、およびこれに接続された情報機器
- (2) 本学との契約または協定に基づき提供される情報システム
- (3) 第1号または第2号の利用者もしくは利用する部署が、本学の教育、研究その他の業務のために作成または取得した情報で、当該情報システムまたは情報機器に記憶させたもの
- (4) 第1号または第2号に定める情報システムに関する計画、構築、運用等の情報処理業務に係る情報で、書面に記載されたもの

なお、本基本方針の適用対象者は、本学の学生、教員、職員ならびに本学の情報資産を利用するすべての者とする。

(用語の定義)

第5条 本基本方針において使用する用語の定義は、次のとおりである。

(1) 情報資産

情報システムおよび情報システムに記録された情報、ならびに情報を管理する仕組み（情報システムならびにシステムの開発・運用および保守のための資料等）のすべての情報をいう。

(2) 情報セキュリティ

情報資産の機密性（情報にアクセスすることが認可されたものだけがアクセスできることを確実にすること）、完全性（情報及び処理方法の正確さおよび完全である状態を安全防護すること）、および可用性（許可された利用者が、必要な時に情報にアクセスできることを確実にすること）を維持すること。

その他用語の定義は、総務省高度情報通信社会推進本部に設置された情報セキュリティ対策推進会議において定めたガイドライン<平成12年7月18日>にあるものと同様とする。

（情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ管理体制）

第6条 本学において、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ管理体制は別に定める対策基準による。

（情報セキュリティ実施手順要領）

第7条 本学において、情報セキュリティ実施手順要領は別に定める「立正大学情報セキュリティ実施手順についての内規」による。

（義務）

第8条 本学の情報資産を運用、管理または利用する者もしくは部署は、本基本方針、対策基準その他これらに基づき定められる規約類を遵守する義務を負う。

（罰則）

第9条 本基本方針、対策基準その他これらに基づき定められる規約類に違反した場合の利用の規制および罰則は、本学が定める就業規則に則って行う他、別に定めるところによる。

（事務主管）

第10条 本基本方針に関する事務主管部署は総務部総務課とする。

（改廃）

第11条 本基本方針の改廃は、対策基準の定める情報セキュリティ委員会の議を経て、学長が決定するものとする。なお、これに定めるものの他、本基本方針の改廃の最終決定は、「立正大学学園規約類の制定に関する規程」第6条の規定による。

附 則

1 本基本方針は、令和3年4月1日より施行する。

2 本基本方針の施行をもって「立正大学情報セキュリティ基本規程（平成29年4月1日規程第297号）」を廃止する。